

徳島県告示第五百八十号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
株式会社Miconect	徳島市国府町日開字東四三七番地の四	株式会社Miconect	徳島市東吉野町二―三―二	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和七年十一月二日